

公 共 高 第 389 号

平成21年 9月15日

各所属所長 様

公立学校共済組合高知支部長

(公印省略)

出産費及び家族出産費の医療機関等への直接支払制度の取扱いについて（通知）

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第139号）が平成21年5月22日に公布され、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間に係る出産について、地方公務員共済組合が支給する出産費及び家族出産費（以下「出産費等」という。）の支給額を引き上げることにについては、平成21年6月29日付け公共高第203号にてお知らせしたところです。

このたび、これに併せて、『出産費等の医療機関等への直接支払制度』が、平成21年10月1日から実施されることとなりましたのでお知らせします。

概要は下記のとおりですので、組合員の皆様に周知してください。

記

1 趣旨

これまで、地方公務員共済組合が支給する出産費等については、原則として出産後に組合員が共済組合に申請し、支給される仕組みでした。しかし、緊急の少子化対策の一環として、組合員及び被扶養者が安心して出産できる環境を整備するという観点から、その支給方法を見直し、組合員があらかじめまとまった現金を用意した上で医療機関等の窓口において出産費用を支払う経済的負担の軽減を図る目的で、出産費等の医療機関等への直接支払制度を実施することとなりました。

この制度は、組合員が医療機関等との間に出産費等の支給申請及び受取に係る代理契約を締結したうえで、出産費等の額を限度として、その医療機関等が組合員に代わって出産費等の支給申請及び受取を直接共済組合と行うという新たな仕組みです。

2 対象者

平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間の出産に係る出産費等

の受給権を有する組合員及び被扶養者（児童福祉法第22条に規定する助産施設において助産の実施を受ける者を除く。）を対象とします。

3 留意事項

- (1) 出産費等の受取代理は、平成21年9月30日をもって廃止します。廃止に当たっての措置は次のとおりです。

ア 平成21年9月以前に出産予定であるとして、既に受取代理の手続きを済ませている場合であって、実際の出産が平成21年10月以降となったとき

受取代理専用の出産費等請求書を、直接支払制度に係る代理契約の合意文書とみなして扱うものとし、医療機関等において直接支払制度が活用されることとなります。

イ 平成21年10月以降に出産予定であるとして、既に直接支払制度にかかる代理契約を締結している場合であって、実際の出産が平成21年9月以前となったとき

医療機関等から代理契約に係る合意文書の写しの提出があれば、出産後であっても、受取代理専用の出産費等請求書を交付し、受取代理に準じた取扱いを行います。

- (2) 従前どおり出産後の出産費等の請求もできますので、組合員は直接支払制度と従前どおりの請求のどちらかを選んで手続きを行ってください。

- (3) 直接支払制度を選んだ場合に、医療機関等からの請求額が出産費等の上限額を下回ったときは、当該請求額と上限額との差額を組合員へ支払います。

- (4) 出産費附加金及び家族出産費附加金については、直接支払制度は適用されませんので、組合員からの支給申請が必要です。

直接支払制度の実施に伴うこれらの請求手続等については、詳細がわかり次第お知らせします。

出産費等の直接支払制度における支給の流れ

